

## Contents

- ABE FARM ～ 北海道と上毛町でかぼちゃのリレー栽培～
- 株式会社セビア ～ 食品企業と農業者等が連携した持続可能な取組～
- 環境負荷低減のクロスコンプライアンスってなに？

## ABE FARM ～ 北海道と上毛町でかぼちゃのリレー栽培～

ABE FARMのある北海道赤井川村では、かぼちゃの栽培ができない期間があります。その期間に温暖な九州での栽培を模索していたところ、ABE FARMのかぼちゃを気に入った上毛町長からの誘いがありリレー栽培を始めました。取組内容等を代表の阿部良多氏に伺いました！

### － 栽培の流れは？

上毛町には2～3週間に1回、2泊3日程度滞在し農作業しています。北海道に比べて九州は温暖な気候でかぼちゃの生長速度が2倍近く早いので、**上毛町で年2回（7月頃、11月頃）、北海道で年1回（8月頃）収穫**しています。上毛町の農場では、**就労支援として福祉施設の利用者に作業を担ってもらうこともあります**。収穫作業は大変手がかかるのでとても助かっています！



手をかけた分だけ  
かぼちゃと  
会話できる！



ABE FARM

代表 阿部 良多 氏

- ◆ かぼちゃの作付面積：北海道8ha、上毛町50a
- ◆ かぼちゃの品種：ETかぼちゃ、ほっこり
- ◆ 作業者（北海道）：代表、妻、アルバイト数名
- ◆ 作業者（上毛町）：代表、地元の協力者数名
- ◆ 販路：デパート、直売所、ネット販売等



かぼちゃの収穫作業の様子  
撮影日：令和5年11月

### － 今後の課題は？

特に苗づくりの期間は、北海道との作業が重複するため、栽培管理が課題です。また、上毛町の特産品として普及させるためには、規模拡大が必要なので、**地元の農業者とも協力してかぼちゃの生産量を増やしていきたいです**。

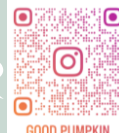
### － 上毛町との連携は？

借地の仲介や、不在時に生育状況を報告していただくなど、「上毛産かぼちゃ」を町の特産品として普及していくためにサポートしてもらっています。また、**上毛町と北海道赤井川村の道の駅でお互いの特産品を置くなど、繋がりができています！**



かぼちゃの甘納糖

Instagram



GOOD.PUMPKIN

▼ホームページ  
<https://abefarm.jp/>

▼YouTube  
<https://www.youtube.com/@abefarm4331>

# 株式会社セビア（北九州市）

～ 食品企業と農業者等が連携した持続可能な取組～

同社は青果仲卸を母体とし、カット野菜や果実のピューレ加工等も行い、大手コンビニエンスストアや菓子メーカーに供給している食品企業です。今回、同社の仕入れ先の一つであるJAむなかた加工用キャベツ部会と連携した循環型農業などの取組を取材しましたので紹介します。

## ◆ 工場で発生する端材を堆肥化

同社は、**カット野菜工場**で発生する**キャベツの端材**を堆肥の原料とし、**JAむなかた加工用キャベツ部会**の農業者の圃場で使用してもらうという**循環型農業**に取り組んでいます。出荷先の大手コンビニエンスストアで販売されているカットキャベツは、令和5年12月から「このキャベツは製造過程で発生する不可食部を使用した堆肥を用いて栽培されています」と記載した**循環型農業をイメージしたイラストマーク**を付して販売されています。

### 循環型農業の取組



## ◆ 農業者の経営の継続が大事

同社は「**農業者が元気に経営を継続してもらわないと存続できない**」という基本理念があり、規格外の果実を農業者やJAから仕入れ、冷凍やピューレ等の一次加工を行い、菓子メーカー等に出荷しています。この取組は、**従来処分していたものを加工品の原料として付加価値を高めて販売**できることから農業者から喜ばれるだけでなく、良質な原料を安く調達できる同社のメリットになっています。

## ◆ 産地と販売事業者をつなぐ

同社は、九州の産地を熟知していると同時に、青果・青果加工品の販売先を確保しています。そのため、「**産地と最終販売事業者をつなぐハブ的な役割を果たしていきたい**」とこのことです。

### 株式会社セビア 概要

- ・昭和46年創業
- ・営業内容

[本社] 青果仲卸、産地開発、青果輸入

[門司工場] カット野菜の製造、大根のつま製造

[鹿児島工場] 焼芋&芋ペーストの製造、青果芋類販売

[福津工場] 果実、冷凍加工、ピューレ製造

HPはこちら → <https://www.sevia.co.jp/>



取材へのご協力ありがとうございました!

記事作成担当：九州農政局福岡県拠点地方参事官室 坂田、福山

# 環境負荷低減のクロスコンプライアンスってなに？

環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは、農林水産省の補助金等の交付を受ける場合に、みどり法の基本方針に基づいた最低限の内容を実施していただくものです。取組内容は、日頃の事業活動における最低限行うべき取組\*として、より多くの農林漁業者等の皆様が意識すれば取り組めるもので構成されています。

### \* 最低限行うべき取組(例)

- ☑ 肥料・農薬の使用状況の記録・保存
- ☑ 作物の生育や土壌養分に応じた施肥
- ☑ 農薬ラベルの確認・遵守、農薬の飛散防止
- ☑ 電気・燃料の使用状況のこまめな確認、記録・保存

- ・使用量を把握し、化学肥料・化学農薬の使用量の低減につなげる
- ・必要な量のみ施肥を行い、化学肥料の使用量の低減につなげる
- ・周辺環境への影響を最低限にする
- ・使用量を把握して不必要・非効率なエネルギー消費を防ぐ

解説書やQAは、  
農水省HPの  
「環境負荷低減の  
クロスコンプライアンス」  
ページに掲載。



<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kanryo/seisaku/midori/kurokon.html>

### 【お問合せ先】

九州農政局福岡県拠点地方参事官室  
〒812-0018 福岡県福岡市博多区住吉3-17-21 TEL 092-281-8261 (代表)  
<https://www.maff.go.jp/kyusyu/fukuoka/index.html>

